

日本公衆衛生学会規定

昭和39年9月19日改正
昭和42年10月18日改正
昭和43年10月23日改正
昭和46年10月29日改正
平成20年1月30日改正

(名称)

第1条 この学会は日本公衆衛生学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この学会は事務所を東京都新宿区新宿1丁目29番8号におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互の研鑽を計り、もってわが国公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 1 普通会員 この学会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納めるもの
- 2 名誉会員 この学会に特に功労のあった者で、学会総会の決議をもって推せんした者

第5条 普通会員になろうとする者は、評議員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。

② 普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第6条 会員は、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」に投稿し、学会総会で研究を発表し、かつ機関誌の無償配布をうけることができる。

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- 1 本人より退会の申し出があったとき。
- 2 会費を滞納したとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 会員としてふさわしくない行為により除名処分を受けたとき。ただし、除名処分に関する規定は別に定める。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------|------|
| 1 学会長（以下会長という） | 1名 |
| 2 副会長 | 3名以内 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 理事 | 若干名 |

- | | |
|------------------------------------------------|-----|
| 5 評議員 | 若干名 |
| 6 監事 | 2名 |
| ② 会長・副会長及び理事長は任期中理事とする。ただし理事の定数外とする。 | |
| 第9条 会長および副会長は、評議員会の推せんにより学会総会で選出する。 | |
| ② 理事長は別に定める規定により、評議員より選出する。 | |
| ③ 理事は別に定める規定により、評議員の互選により選出するほか、理事長が6名以内を指名する。 | |
| ④ 評議員は別に定める規定により、会員の選挙によって選出する。 | |
| ⑤ 監事は評議員会の議決により理事長が委嘱する。 | |

- 第10条** 会長は学会総会を開催する。
- | | |
|-------------------------------------------------|--|
| ② 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。 | |
| ③ 理事長は学会を代表して会務を掌理する。 | |
| ④ 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。 | |
| ⑤ 理事長事故あるときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代理する。 | |
| ⑥ 理事は庶務、会計、編集及びその他の会務を分掌する。 | |
| ⑦ 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する。 | |
| ⑧ 監事は民法第59条の職務を行なう。 | |

- 第11条** 会長及び副会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。
- | | |
|--------------------------------------------|--|
| ② 理事長の任期は3カ年とする。 | |
| ③ 理事、評議員及び監事の任期は3カ年とする。 | |
| ④ 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。 | |
| ⑤ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。 | |

(役員会)

- 第12条** 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- | | |
|-------------------------|--|
| ② 理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。 | |
|-------------------------|--|

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

② 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第14条 理事会は、本規定に定められたもののほか、次の事項を付議するものとする。

- 1 評議員会及び学会総会に付議する事項
- 2 評議員会及び学会総会より委任された事項
- 3 評議員10名以上又は会員50名以上の連名で審議の要求のあった事項
- 4 その他理事長が必要と認めた事項

第15条 評議員会は毎年1回以上会長が招集し、議長には会長があたる。

② 評議員は評議員現在数の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思表示をした者は、出席者とみなす。

③ 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

④ 緊急を要し評議員会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。

第16条 評議員会はこの規定に定めるもの他、次の事項を付議する。

- 1 学会総会に付議する事項
- 2 その他特に重要な事項

第17条 評議員現在数の3分の1以上で、理事長の解職を請求した場合は、直ちに評議員会を開催して審議の上決定しなければならない。

② 理事長はこの決定に従わなければならない。

第18条 役員会を傍聴しようとする会員は、その所属氏名を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏名を役員会記録に留めなければならない。

(学会総会)

第19条 学会総会は毎年1回会長が招集し、議長には会長があたりこの規定の定める他、次の議事及び行事を行なう。

- 1 会務報告及び議案の審議
- 2 公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表
- ② 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第20条 会員以外の者は、学会長の定める手続きを経て参加費を納入すれば学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

(委員会等)

第21条 この学会に編集委員会をおく。

② 編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第22条 この学会に委員会をおくことができる。

② 委員会の設置、任務、運営等については理事会の議決を経て定める。

第23条 この学会に分科会をおくことができる。

② 分科会の設置は、理事会の議決を経て評議員会において決定する。

③ 分科会に関する規定は評議員会の議決を経て定める。

第24条 この学会に地方会をおくことができる。

② 地方会の設置、その他は理事会の議決を経て定める。

(会計)

第25条 学会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

② 学会の予算は、評議員会の承認を受けなければならない。

③ 学会の決算は、評議員会の承認を受け、学会機関誌に掲載し報告しなければならない。

④ 学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 学会総会の費用は特別会計とし、学会総会事務局においてこれを支弁する。

② 会長は、学会総会の費用に充当するため、出席者より総会参加費その他を徴収し、又は寄付金を受けることができる。

③ 学会総会の決算は、学会機関誌に掲載し報告しなければならない。

(事務局)

第27条 学会に、学会事務局および学会総会事務局をおく。

② 学会事務局の規定は理事会の議決を経て定め、学会総会事務局の規定はそのつど学会長が定める。

(規定改正等)

第28条 本規定の変更は、理事会、評議員会および総会において出席者の3分の2以上の同意を得て決定される。

役員選出に関する規定

(評議員)

第1条 評議員は地域別及び職能別に選出する。

第2条 地域別は都道府県の区分によるものとし、その定数は次のように定める。

- 1 会員10人以内の場合は1人とする。
- 2 会員10人を超える場合は2人とする。
- 3 会員20人を超える場合は、20人又は端数を増すごとに1人を加える。

第3条 職能別は次の区分による。

- 1 医師（1-1 行政系、1-2 教育・研究系、1-3 医療系、1-4 その他）
 - 2 歯科医師 3 薬剤師 4 獣医師 5 保健師
 - 6 助産師 7 看護師・准看護師 8 歯科衛生士・歯科技工士 9 診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師 10 管理栄養士・栄養士 11 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士 12 養護教諭・学校保健及び体育系
 - 13 健康教育系 14 社会科学系 15 衛生統計系
 - 16 生物・物理・化学・工学・環境系 17 その他
- ② 前項の職能別は、各職能間の均衡をはかるため若干の職能群に集約することができる。
- ③ 職能別および職能群別評議員の定数は次のように定める。

- 1 会員20人以内の場合は2人とする。
- 2 会員20人を超える場合は、20人又は端数を増すごとに1人を加える。

(評議員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は選挙管理委員会（以下単に委員会という）が行なう。

② 委員会の委員は、評議員の通常選挙が行われる年の前年及び当該年の学会長並びに理事長が指名する者とする。

③ 委員長は委員の互選による。

④ 委員の任期はこの選挙の終了までの期間とする。

⑤ 委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

⑥ 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

⑦ 委員会の事務は学会事務局で行なう。

⑧ 前各項に定めるもの他、委員会の運営に関し必要な事項を委員会が定める。

(選挙)

第5条 選挙人名簿作成時現在その年度の会費を納入した会員は選挙権を有する。

第6条 前条の会員は被選挙権を有する。

第7条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は理事会で作成し、委員会の承認を得て会員に配布しなければならない。

- ② 前項名簿は地域別及び職能別に作成する。
- ③ 名簿作成に当っては、会員は予め地域別及び職能別に各自の所属希望を付して、所定期日までに登録しなければならない。
- ④ 所属希望は一地域及び一職能区分を選ぶものとする。

第8条 前条の規定する期日までに登録しなかった者は、選挙権、被選挙権を有しない者とする。

第9条 選挙期日は委員会で決定し、機関誌掲載その他 の方法で会員に告示しなければならない。

第10条 選挙は無記名投票により行なう。

第11条 投票は1人につき地域別1人、及び職能別1人を記入するものとする。

第12条 開票は委員会が行なう。

第13条 開票は学会機関誌に告示した日までの消印で委員会に到着したものについて行なう。

第14条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの。
- 2 被選挙権を有する者を記名していないもの。
- 3 他事を記載したもの。

第15条 選挙人は委員会の承認を受けて、開票の参観をすることができる。

第16条 選挙において有効投票を多数得た者をもって当選人とする。

② 当選人を定めるに当り、得票数が同じである時は、委員会において委員長が抽選で定める。

③ 同一人が地域別及び職能別に同時に当選した場合は、得票数の多い部門に入れる。その結果、地域別に欠員を生じた時は同地域の次点者を繰り上げ当選とする。職能別においても同じとする。

第17条 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て学会機関誌に発表しなければならない。

第18条 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。

(理事長)

第19条 理事長の被選挙権者はこの規定により選出された評議員の職にある者とする。

第20条 理事長の選出の委員会の規定は、第4条を準用する。

第21条 理事長は評議員の互選による。

- ② 立候補又は候補者推せんを妨げない。

ただし、推せんの場合は本人の承諾を必要とする。

第22条 選挙人名簿は評議員名簿をもってこれに充てる。

第23条 選挙の期日は学会機関誌に発表しなければならない。

第24条 選挙は単記無記名投票による。

② 第12条より第15条まで、第16条第2項及び第17条の規定は理事長の選挙に適用する。

③ 選挙において有効投票を多数得たものをもって当選人とする。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければならない。

④ 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければならない。

⑤ 前項までの規定で当選人を定めることができない場合は、再選挙を行なう。

(理事)

第25条 理事は地域別および職能別に選出する。

② 理事長は前項のほか6人以内の理事を指名することができる。ただし、その半数は評議員の中から選ばなければならない。

第26条 地域別の理事は、その地域に所属する評議員の互選による。

② 地域別は、東北・北海道ブロック、関東・甲信越ブロック（東京都を除く）、東京都ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国四国ブロック、九州・沖縄ブロックの区分によるものとし、その定数は、

1 会員250人以内の場合は1人とする。

2 会員250人を超える場合は2人とする。

3 会員500人を超える場合は3人とする。

第27条 職能別の理事は、その職能または職能群に所属する評議員の互選による。

② 職能別理事の定数は10人以内とし、職能別区分は第3条に準拠するものとする。

第28条 第10条より第17条までは理事の選挙にも適用する。

② 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。ただし、次点者が辞退した場合もしくは次点者がいない場合は、欠員とする。

第29条 理事が任期中に所定の地域ブロックまたは職能別区分から異動した場合は理事を辞任したものとする。

② 前項の規定により辞任した理事の後任は繰り上げ当選とする。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とし、次点者が辞退した場合もしくは次点者がいない場合は、欠員とする。

(本規定の改廃)

第30条 本規定の改廃は評議員会の議を経て実施し、総会に報告し、学会機関誌に掲載する。

(付則)

第1条 本規定第3条による職能群別は、登録の結果をもって委員会において行ない、理事会の承認を得るものとする。

第2条 本規定は平成15年10月21日より施行する。

編集委員会規定

(設置)

第1条 本学会規定21条に基づいて第3条の目的に従つて学会機関誌を編集するために編集委員会を置く。

(任務)

第2条 編集委員会の任務は学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」の編集に関する次の事項とする。

1. 投稿原稿の査読結果の検討および採否の決定
2. 投稿の依頼
3. 投稿規定の作成
4. その他編集に関する事項

(組織・構成)

第3条 編集委員会の組織・構成は編集担当理事3名以内、編集委員長、ならびに編集委員20名以内とする。

(担当理事および編集委員長の委嘱)

第4条 編集委員長は、理事会の議を経て本学会員の中から理事長が委嘱する。編集委員長は編集委員会を総括する。編集委員長の任期は原則として3年とし、再

任を妨げず2期までとする。

(編集委員の選出)

第5条 編集委員長は担当理事と協議して地域を考慮して編集委員を選出し、理事会の承認を経て編集委員会を組織する。

(編集副委員長の委嘱)

第6条 編集委員長は前条の規定にもとづいて選出された編集委員の中から、編集副委員長2名を委嘱することができる。編集副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。編集副委員長の任期は原則として3年とし、再任を妨げず2期までとする。

(編集委員会の開催)

第7条 編集委員会は、原則として隔月に開催する。委員会の開催されない月には小委員会を開催し、委員会から委託された日常的業務を処理することができる。小委員会は編集担当理事、編集委員長、編集副委員長

をもって構成するが、委員長が必要と認めた場合は編集委員の中から1~2名を追加することができる。
(拡大編集委員会)

第8条 編集委員会と査読委員との連携を緊密にするため、毎年1回原則として日本公衆衛生学会総会会期中に拡大編集委員会を開催し、編集上の諸問題についての協議を行う。
(査読委員の選出)

第9条 編集委員会は論文審査のため、専門および職能を考慮して査読委員120名以内を選出する。
ただし、別に必要に応じて編集委員長は査読委員以外の適任者に依頼することができる。
(任期)

第10条 第3条に基づいて構成する編集委員および査読委員の任期は原則として3年とし、再任を妨げず2期までとする。再任の場合はその半数にとどめることとする。改選の時期については別に定める付則による。
(投稿規定の制定)

第11条 投稿規定の改正は編集委員会が定め、学会機関

誌に掲載する。ただし、経費および編集方針等重要事項に関しては理事会の議を経て定めることとする。
(評議員会への報告)

第12条 担当理事は毎年度の評議員会において編集状況に關し報告しなければならない。
(本規定の改廃)

第13条 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、評議員会に報告し、学会機関誌に掲載する。
(付則)

- 1 編集委員の選出は理事選挙後に実施する。任期の開始は翌年の1月1日からとする。査読委員の選出は、新編集委員の委嘱後とする。任期の開始は4月1日からとする。なお、任期中に辞任した査読委員の後任および規定の改定によって増員された査読委員の任期は、他の査読委員の残任期間と同じとする。
- 2 日本公衆衛生学会規定第6条に基づく学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」の編集についての内規は廃止する。
- 3 本規定は平成18年4月27日から施行する。

日本公衆衛生学会規定第4条第1号に基づく 普通会員の会費についての内規

第1条 普通会員の会費年額は8,000円とする。
第2条 前条の会費は平成4年度より適用する。
第3条 普通会員は会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。

ただし、入会の場合はこの限りでない。
第4条 この規定を改正する場合には総会の議決を必要とする。

日本公衆衛生学会規定第6条に基づく 学会会員の特典についての内規

第1条 学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」に投稿する場合は、同機関誌の投稿規定による。
第2条 学会総会で研究を発表する場合は、その年度の学会総会事務局で決定した学会総会開催要綱による。

第3条 学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」は毎年4月号より翌年3月号まで無償配布を受けることができる。
② 7月以降の新入会員は、入会の翌月号よりその年度の学会機関誌の無償配布を受けることができる。

日本公衆衛生学会規定第22条に基づく 委員会についての内規

第1条 委員会は次の区分により設置する。

- 1 専門委員会 学術の専門的研究を行なう。
- 2 調査委員会 公衆衛生に関する調査研究を行なう。

第2条 委員会の設置は、理事会の議決により定める。

- ② 理事会は委員会を設置した場合は、次に開催する評議員会に報告しなければならない。

第3条 会員が委員会の設置を希望する場合は、その目的、理由を付して理事会に申し出るものとする。

第4条 委員会の設置期間は2カ年とする。

- ② 特に期間の延長を必要とする場合は第2条の規定を

準用する。

第5条 委員会に委員長および委員をおく。

- ② 委員は理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。
- ③ 委員の定数は理事会で定める。
- ④ 委員長は委員の互選による。
- ⑤ 委員長および委員の任期は2カ年とする。

第6条 委員会の費用は理事会において決定し、それぞれの委員会に知らせなければならない。

第7条 委員会はその研究調査の結果を機関誌に発表しなければならない。

日本公衆衛生学会規定第4条第2号に基づく

名誉会員の推せんについての内規

第1条 名誉会員に推せんされる者は現在満70歳以上の会員で、次の各号の一に該当するものとする。

- 1 本学会の会長、副会長または理事長をつとめた者。
 - 2 本学会会員として20年以上、または役員として10年以上本学会に尽力し、かつ、公衆衛生の専門家として公衆衛生の向上発展に指導的役割を果した者。
 - 3 公衆衛生に関し顕著な学術的業績を残した者。
- ② 前項の規定にかかわらず理事会が特に必要と認めた者。

第2条 名誉会員の推せん委員をおく。

- ② 推せん委員は理事の互選により3名以内とし、理事長が委嘱する。

第3条 推せん委員は毎年8月末日までに名誉会員の該

当者の有無および該当者の功績等を調査し、理事会に提出する。

第4条 理事会は推せん委員より提出された名誉会員の候補者のうちより推せんの有無を決定しなければならない。

- ② 前項の推せん者の決定は理事会出席者の全員一致の決定を必要とする。

第5条 名誉会員の推せんは評議員会の議を経なければならない。

第6条 緊急やむをえざる場合には、理事会の議により名誉会員を推せんすることができる。この場合にはその直後の評議員会及び総会に報告する。

奨励賞規定

(目的)

第1条 奨励賞は、公衆衛生の分野における研究または実践活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより公衆衛生の向上と奨励をはかることを目的とする。

(受賞者)

第2条 奨励賞の受賞者は、連続5年以上日本公衆衛生学会の正会員であり、かつ、日本公衆衛生雑誌に掲載

され、若しくは学会総会で発表された業績を有する者で、この規定に基づいて推薦をうけた受賞候補者の中から選考する。

- ② 受賞者は毎年5名以内とする。

(受賞候補者の推薦)

第3条 受賞候補者は、候補者以外の評議員が奨励賞受賞者推薦書(規定の様式)をもって理事長に推薦する。但し、推薦出来る件数は1名1件とし、自薦は認めな

い。

② 奨励賞受賞者推薦書の提出は、毎年2月1日から3月31日までの間に行うものとする。

(受賞者の選考)

第4条 第3条により推薦された受賞候補者について、理事長は別に定める細則に従って選考を行い受賞者を決定する。

② 理事長は、受賞者にその旨を通知する。

(表彰)

第5条 表彰は毎年、日本公衆衛生学会総会において行う。

② 研究奨励の趣旨で、受賞者に副賞30万円を授与する。

付則：この規定は、平成3年1月1日から施行する。平成17年1月1日一部改正。平成19年7月24日一部改正。

奨励賞選考細則

(奨励賞選考委員)

第1条 受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て奨励賞選考委員（以下、選考委員という）7名を委嘱する。但し、うち1名は学会長とする。

2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(奨励賞選考委員会)

第2条 選考委員をもって奨励賞選考委員会（以下、選考委員会という）を構成する。

2 選考委員会の委員長には学会長があたる。

(受賞者の選考)

第3条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受

賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

(選考結果の報告)

第4条 選考委員長は、選考の結果をすみやかに理事長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 理事長は、選考委員会の報告を理事会にはかり受賞者を決定する。

付則：この細則は平成3年1月1日から施行する。平成19年7月24日一部改正。

個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規定は、日本公衆衛生学会（以下「学会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規定において個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(個人情報保護管理者)

第3条 学会に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、庶務担当理事をもって充てる。

② 保護管理者は、学会における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(監査責任者)

第4条 学会に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）1名を置き、監事をもって充てる。

(研修)

第5条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員、事務局員及び総会事務局員（以下「役職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(職員の責務)

第6条 役職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第7条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限るものとする。

② 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

③ 役職員は、権限を識別するためのID及びパスワード等について適切に取り扱わなければならない。

(媒体の管理等)

第8条 役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第9条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（パソコン内のハードディスクを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第10条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第11条 役職員は、保有個人情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第12条 役職員は、コンピュータウイルス等による保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(バックアップ)

第13条 役職員は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(パソコンの限定)

第14条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行うパソコンを限定するために必要な措置を講ずるものとする。

② 役職員は、保護管理者の許可を得ずに、パソコンを外部に持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第15条 役職員は、パソコンの使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、離席の際のログオフやパスワード付きスクリーンセーバーの使用等必要な措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第16条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者等の管理体制を定め、個人情報に関する秘密保持等の義務その他役職員と同様の責務を果たすよう、必要な措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第17条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員は、速やかに保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

② 保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長並びに関係する理事等に速やかに報告する。

③ 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第18条 理事長が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(点検)

第19条 役職員は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、保管方法等について、定期に又は隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第20条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は隨時に監査を行い、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第21条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第22条 本規定のほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則：この規定は、平成18年7月25日から施行する。

日本公衆衛生学会個人情報取扱規定

(目的)

第1条 日本公衆衛生学会（以下「学会」という。）が収集する個人情報の種類、その収集・利用、第三者提供、開示・訂正・追加・削除及び保有期間については、この規定に定めるところにより取扱う。

(直接収集)

第2条 学会は、入会申込書（別紙1）、連絡用紙（別紙2）、会員情報変更ホームページ（別紙3）、役員カード（別紙4）、会員名簿作成調査票（別紙5）、奨励賞規定第3条、日本公衆衛生雑誌投稿規定7.8）及び倫理審査委員会規定第7条に基づき、または、総会事務局が別に定める場合に個人情報を直接収集する。

(間接収集)

第3条 学会は、金融機関からの会費振込通知により、個人情報を間接収集する。

(利用目的)

第4条 第2条により収集する個人情報は、次の区分により利用する。

- ① 入会申込書、連絡用紙及び会員情報変更ホームページ 会員データベースの作成更新、会費の請求、会誌等の送付、理事会、評議員会及び委員会等の開催通知 その他の連絡、会員名簿の作成、退会処理
- ② 役員カード 役員名簿の作成
- ③ 会員名簿作成調査票 会員名簿の作成
- ④ 奨励賞受賞者推薦書 奨励賞受賞者の決定
- ⑤ 日本公衆衛生雑誌投稿時 日本公衆衛生雑誌の編集及び発行
- ⑥ 倫理審査委員会への申請書 倫理審査委員会事務
- ⑦ 総会事務局が別に定める場合 総会事務

(第三者提供)

第5条 学会は、法令の定めによる場合及び個別に同意

を得た場合以外には個人情報の第三者提供を行わない。

(開示・訂正・追加・削除)

第6条 学会は、会員、会員になろうとする者もしくは退会者から、当該本人に関する個人情報の開示、訂正、追加及び削除（以下「開示等」という。）を求められた場合には、遅滞なく開示等を行う。

(保有期間)

第7条 学会が保有する個人情報の保有期間は次のとおりとし、期間経過後遅滞なく廃棄する。

- ① 入会申込書 1年
- ② 連絡用紙 1年
- ③ 役員カード 3年
- ④ 会員名簿作成調査票 1年
- ⑤ 奨励賞受賞者推薦書 5年
- ⑥ 日本公衆衛生雑誌投稿時 採用分 雜誌掲載後 1年
不採用分 決定後 2年
音信不通分 連絡後 1年
- ⑦ 倫理審査委員会への申請書 5年
- ⑧ 総会事務局が別に定める場合 総会開催年度内
- ⑨ 会員データベース 退会後10年
- ⑩ 金融機関からの会費振込通知 1年
- ⑪ 日本公衆衛生雑誌編集委員会議事録 5年

(規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、日本公衆衛生雑誌に掲載する。

附則

- 1 本規定施行の際学会が保有する個人情報については、保有期間を経過したものについては直ちに廃棄する。
- 2 本規定は平成19年1月23日より施行する。